

県 相 甲 達 第 7 号  
平成 1 9 年 6 月 1 1 日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	160	10年
---	----	----	----	-----	-----

石 川 県 警 察 本 部 長

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令等の一部改正について（通達）  
犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令及び施行規則の一部が改正されたが、その概要は下記のとおりであるので、事務処理上、遺漏のないようにされたい。

記

1 改正の概要

刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律（明治41年法律第28号）が廃止され、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）が施行されることに伴い、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令及び施行規則について所要の改正を行うもの。

2 主な内容

- ( 1 ) 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令（第 2 条関係 - 給付の調整関係）
  - ア 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律に基づく給付を削除
  - イ 対象となる法律名の変更（第27号）
    - （旧）刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律
    - （新）刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律
- ( 2 ) 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則（第12条関係 - 給付の調整関係）
  - ア 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第28条第 1 項の規程による手当金による給付を削除
  - イ 対象となる法律名、対象条文の変更（第28号）
    - （旧）刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第79条第1項
    - （新）刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第100号第1項
  - ウ 給付金の調整対象の新設（第28号）
    - 災害応急用務手当金を加える（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第82条第 2 項）

3 施行期日等

平成19年 6 月 1 日（経過措置有り）

4 添付資料

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令等の一部改正について（通知）（平成19年 5 月25日付、警察庁丙給厚発第160号）